

# 知的財産侵害物品の取締り強化

(令和6年3月8日(金)～3月14日(木))

ニセモノなどの知的財産侵害物品は日本への持ち込みが禁止されています。

## 模倣品の水際取締り強化!

令和4年(2022年)10月1日施行



個人で使用する場合であっても、**海外の事業者から送付される模倣品** (商標権又は意匠権を侵害するもの) は、**輸入できません!!**



令和5年上半期に門司税関において差し止めた知的財産侵害物品の一部

ニセモノを使用することにより  
**健康・安全が脅かされる危険性があります。**

### 《 ご注意ください!! 》

**個人で使用する場合**であっても、**海外の事業者から送付される模倣品** (商標権又は意匠権を侵害するもの) は、**輸入できません。**



詳細はコチラ!  
(税関HP特設ページ)

令和4年10月1日から、**法律 (関税法) が変わりました。**

安全安心な社会を目指して

税関では、知的財産侵害物品に関する情報を求めています。

通報先：門司税関密輸ダイヤル (24時間受付)

フリーダイヤル **0120-461-961**

○門司税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/moji/>

○e-mailアドレス [moji-mitsujo@customs.go.jp](mailto:moji-mitsujo@customs.go.jp)

税関HPやSNSのご案内

門司税関ホームページ



税関Facebook



税関twitter



税関チャンネル (YouTube)

